

NIPG LPガスレポート

NO.278

◆CONTENTS◆

【業界・市場】平成21年6月のLPガス需給動向 -----	1
LPガス振興センター、LPガス物流に関する報告書まとまる	
2008年ガス機器販売額は前年より4%プラス	
燃焼器具未交換、3月末時点で29万台弱	
国民生活センター、訪問販売に関する相談増加に注意喚起	
関西でLPガスの共同充填、共同配送など物流の合理化進む	
【行政・規制緩和】経産省、「総合資源エネルギー調査会総合部会」を再開 -----	5
「エネルギー供給構造高度化法案」の政令案を公表	
経産省、ホテル、旅館に対する緊急調査実施及び注意喚起を要請	
太陽光買取新制度、1kW当たり48円、ダブル発電は39円に	
環境省、温室効果ガス排出量の算定時排出係数などを見直し	
【環境】改正省エネルギー法対応ビジネスの動向 -----	9
《技術開発トピックス》高木産業、新ドレン処理方式のエコジョーズを発売 -----	10
東洋計器、「太陽光+ガス」シミュレーションソフトを開発・発売	
東洋ガスメーター、USB小型無線ユニット「TR-U2」を発売	
【エネルギー業界の動き】電力各社の電気自動車への取り組み -----	11
【ニュースヘッドライン】 -----	12
【世界のLNGプロジェクト】タンゲーLNGプロジェクト -----	13

平成21年8月3日

NISSHO PETROLEUM GAS CORPORATION

「NIPG LPガスレポート」は当社のホームページからダウンロードできます。(http://www.nipg.co.jp)

本資料はあくまでも情報提供を目的としているものであって、ご利用に関してはご自身の判断と責任の元でお願いします。つきましては、本資料の情報を参考に取られた行動の結果生じた損害等であっても、当社は一切の責任を負いません。また、本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性に関する責任を負いません。

業界・市場動向

■平成21年6月のLPガス需給動向

日本LPガス協会が発表した6月のLPガス需給実績によると、主力の一般用需要は前年同月比0.9%減の125万7,000トンとなり、16ヶ月連続で前年を下回った。品種別では、プロパンが同1.6%増の83万1,000トン、ブタンが同5.3%減の42万6,000トンとなった。プロパンは、原油やナフサ価格の上昇に伴う7月CPの値上がり気配などから6ヶ月ぶりに前年を上回った。輸入船直納分を含めた全体需要は、プロパンが同2.4%減、ブタンは同7.9%減、合計同4.4%減の128万8,000トンとなった。

一方、供給量は、プロパンが同5.1%減の87万1,000トン、ブタンが同8.1%増の49万6,000トン、合計同0.7%減の136万7,000トンとなった。内訳は石油化学が同42.3%減、石油精製の国内生産分が同5.9%減、輸入分が同2.2%増となった。輸入分は7ヵ月ぶりに前年を上回った。6月末の全国流通在庫は218万1,000トンだった。(需給表-資料編(資料1)参照)

■LPガス振興センター、LPガス物流に関する報告書まとまる

LPガス振興センターは、経済産業省から委託を受けた「石油ガス流通実態調査」について、このほど「石油ガス物流合理化の動向調査」および「石油ガス物流コスト低減可能性調査」の報告書をまとめた。

「石油ガス物流合理化の動向調査」は、LPガス卸売事業者に対して、合理化の取り組み状況などについて調査を行った。調査結果によると、各地域の事業者のタンクの設置経過年数は30年以上が41.7%、20年以上では68.6%と全体の3分の2以上を占め、老朽化が著しいことがわかった。

LPガス業界を取り巻く今後の環境変化では、「オール電化着工率がさらに高まる」が84.2%、「オール電化リフォームが増加する」が76.6%、「少子高齢化が進み、収益の需要構造が大きく変化する」67.3%、「LPガス販売事業者の高齢化による商権譲渡がさらに増える」が67.3%となった。質量販売の取り組みについては「需要家からの注文のみに対応している」45.3%で最も多く、次いで「特に対応はしていない」が37.1%と消極的な事業者がほとんどだった。

「石油ガス物流コスト低減可能性調査」は、交錯配送削減による物流経費の削減が最も期待される首都圏地域(東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県)を対象に、コスト低減の可能性について調査し、物流耐性再編成のモデルについて検証した。

首都圏では、家庭用、業務用LPガスは約582万件の需要家が利用し、年間約167万トン消費されている。これらのLPガスは20ヵ所の一次基地、二次基地から出荷され、276ヵ所の充填所から配送されている。

充填所からは約15%がバルクローリーにより供給され、約85%がLPガス容器に充てんされ、約3,600台強の配送車によって配送されている。276カ所の充填所から出荷されるLPガスは、一充填所あたり年間平均約6,000トン、配送車両1台あたりにつき400トン弱配送している。

報告書では、一充填所あたりの年間処理量を10,000トン超の規模に引き上げるため、充填所の再配置及びそれに伴う配送センターの集約について想定した。その結果、充填所数を133カ所削減すると、充填コストは0.93円/kg(削減率17.9%)削減でき、これに伴う配送センターの集約により、交錯配送解消効果として配送コストが3.97円/kg(削減率20.8%)削減できることが判明した。

■ 2008年ガス機器販売額は前年より4%プラス

日本ガス石油機器工業会は、このほど、2008年ガス機器の販売実績および2009年の予測を公表した。

2008年は、法改正に伴う安全基準の見直しや、点検制度への対応などガス機器業界にとって変化の多い1年だった。その中で、ガスこんろの全口センサー化が昨年10月から開始、省エネ意識の高まりによるエコジョーズ比率の上昇などで、それぞれの分野で販売単価が上昇した。ガスこんろの売り上げ増(前年比13%増)、温水機器の売り上げ維持(同1%減)に寄与する結果となり、ガス機器全体の売上額は同4%となった。一方で、住宅着工数の低迷や、昨年秋からの世界的な金融不安による景気後退の影響で、販売台数については前年比10%減となった。

2009年は、上期中に国内景気の底入れ感はあるものの、新築着工件数の回復は遅れていることから、厳しい状況は依然として続くとみている。特に、給湯暖房機など新築依存度の高い商品の販売数見込みは楽観できない状況である。

一方、買い替え市場は下期には回復基調となる見込みで、市場評価の高い安全性、省エネ性、お手入れ性の良い商品の販売比重は高くなると予測している。ガスこんろの全口センサー化、温水器のエコジョーズ化の促進などにより販売単価は上昇するが、台数面では前年に引き続き厳しいものとし、全体としては台数の減少を販売単価が補い、前年並みの販売金額になると見ている。

【ガス機器の2008年国内販売実績・2009年販売予測】

(台数:千台、金額:百万円、カッコ内は前年比増減率:%)

	2008年販売実績		2009年販売予測	
	台数	金額	台数	金額
ガスこんろ	4,007(▲13)	99,020(▲14)	3,776(▲6)	102,803(▲4)
炊飯器	221(▲8)	3,668(▲12)	206(▲7)	3,445(▲6)
オープン	54(▲12)	4,586(▲5)	49(▲9)	4,218(▲8)
瞬間形湯沸器	1,677(▲9)	43,072(▲1)	1,607(▲4)	41,443(▲4)
温水給湯暖房機	337(▲5)	31,835(▲2)	325(▲4)	30,959(▲3)
ふろがま	1,252(▲5)	77,166(▲0)	1,211(▲3)	74,998(▲3)
エコジョーズ (瞬間湯沸器)	26(41)	2,577(37)	33(27)	3,164(27)
エコジョーズ (温水給湯暖房機)	165(16)	18,518(15)	186(13)	20,735(12)
エコジョーズ (ふろがま)	170(26)	16,219(25)	207(22)	19,580(21)
暖房機器	607(▲14)	12,544(▲8)	604(▲1)	12,313(▲2)

* 暖房機器は年度(4~3月)、その他の品目は暦年(1~12月)
(出典:日本ガス石油機器工業会)

■ 燃焼器具未交換、3月末時点で29万台弱

日本LPガス連合会は、平成20年度の燃焼器具交換・埋設管点検、安全機器普及状況等の集計結果をまとめた。全国一斉LPガス保安高度化運動がスタートとした16年度に比べ、燃焼器具交換・埋設管点検とも改善したが、燃焼器具未交換数は29万台弱あったほか、埋設管腐食測定の未実施施設数も17,231施設あった。

平成21年3月末現在で不完全燃焼防止装置のついていないものなど燃焼器具未交換数は28万7,969台、内訳は湯沸し器17万266台、風呂がま10万1,282台、排気筒16,461台だった。また、埋設腐食測定未実施施設数は17,231施設、腐食測定不合格施設のうち未改善施設数が1,237施設あった。安全機器は、マイコンメーターが99.7%で設置済みだったが、そのうち0.3%(80,181戸)が期限切れ、警報器の普及率は80.9%で、製造年から5年経過している戸数は11.5%あった。

■ 国民生活センター、訪問販売に関する相談増加に注意喚起

国民生活センターは、LPガスの訪問販売に関する相談が増加していることに伴い、消費者に対して注意喚起を行った。

センターによると、相談数は2008年度には1,251件にのぼった。相談内容は、「ガス料金が安くなる」「近所はみんな切替えている」と勧誘されガス業者を変更したところ、しばらくして「一方的に値上げされた」などのトラブルである。特に、契約者の居住地域の9割以上が関東地方で、関東地方にトラブルが集中しているとしている。

センターでは、ホームページ上にLPガスの訪問販売に関する相談事例や問題点を紹介し、ガス料金の安さだけで判断せず、契約先の変更は慎重に行うこと、解約代行などの「委任状」に書面捺印することは避け、解約手続きは自分で行うことなどを注意するよう消費者に呼びかけている。

■ 関西でLPガスの共同充填、共同配送など物流の合理化進む

近畿や四国など関西地区で、卸業者間や系列を超えたLPガスの物流の合理化が進んでいる。

この7月にはダイネンと名神新日石が兵庫県中・西播磨地域のLPガスの充填業務を共同化する業務締結を締結した。折半出資で「播磨エナジック」を設立し、1年後をメドに共同配送も視野に入れた効率化も目指す。5月にはミツウコロ、シナネン、伊藤忠エネクスホームライフ関西の3社が、奈良県で共同物流会社を設立し、7月6日から業務を開始した。そのほか、四国では高知エネルギーとアストモスガスセンター四国による配送業務の集約化や、九州では西武ガスエネルギーとチョープロが物流統合会社設立し、共同充填および配送業務を行うことで合意している。

このように物流の合理化が進んでいるのは、2007年秋からの原油先物価格の急騰に伴うLPガスの高騰や、オール電化や大口工業需要家の天然ガス転換などエネルギー間競争の激化などが背景にある。

また、政府による補助もこのような動きを後押ししているようだ。政府は非効率的な交錯配送を解消し、LPガス配送の合理化・効率化を推進するために補助事業を実施している。日本LPガス団体協議会が窓口となって実施している「石油ガス配送合理化推進事業」は、平成21年度の交付先8件を決定している。

行政・規制緩和動向

■経産省、「総合資源エネルギー調査会総合部会」を再開

「総合資源エネルギー調査会総合部会」第1回会合が7月8日開催された。今回対象となるのは平成19年3月に策定したエネルギー基本計画の改定である。

会合では、「エネルギー政策に係る取組状況 今後の基本的方向について」が提示され、エネルギー基本計画改正のための視点が示された。原油高騰や地球温暖化問題といったエネルギーを取り巻く現状を踏まえ、今後のエネルギー対策の方向として、省エネルギーの推進、新エネルギーや原子力の推進など非化石エネルギーの導入促進が挙げられている。

LPガスに関しては、「我が国の一次エネルギー供給の約3%を占め、その約8割を輸入に依存しているものの、環境負荷が相対的に小さく、天然ガスとともにクリーンなエネルギーであり、災害時初期対応に適している等、国民生活に密着した重要なガス体エネルギーである。」とし、「そのため、充填所の統廃合、FRP容器の開発・導入・普及等を促進するとともに、安定供給確保のために民間・国家備蓄を推進している」と化石エネルギーの有効利用の一環として挙げている。

エネルギー基本計画の見直し案をまとめる「基本計画委員会」を総合部会の下部組織として設置し、8月下旬ころから5回ほど会合を行い、年内を目途に改定案をまとめる。

さらに、7月1日に成立した「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律案」(エネルギー供給構造高度化法案)及び「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律案」のエネルギー2法の具体的な制度設計のため、下部組織に「供給構造高度化小委員会」を設置し、新エネルギー供給が義務化される事業者や石油製品について検討していく。

■「エネルギー供給構造高度化法案」の政令案を公表

政府は、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律案」(エネルギー供給構造高度化法案)の政令案を公表した。第2条に盛り込んだ燃料製品や化石燃料などや特定エネルギー供給事業者、特定燃料製品供給事業者の「定義」を明確にした。さらに、特定エネルギー供給事業者および特定燃料製品供給事業者の計画提出要件を規定している。

政令案によると、燃料製品を供給する事業者である特定燃料製品供給事業者のうち、一般ガス事業者やガス導管事業者、大口ガス事業者は前年度の可燃性天然ガス使用量が120万トンを以上、石油製品供給事業者は前年度の原油使用量が300万kℓ相当以上である場合、化石エネルギーの有効利用目標計画の提出が義務付けられる。

法律は公布日から2年以内に施行される予定だ。

【「エネルギー供給構造高度化法案」について】(抜粋)

1. 燃料製品の定義(法第2条第1項第3号関連)
化石エネルギー原料から製造される石油製品、可燃性天然ガス製品その他の製品のうち、燃焼の用に供されるものとして以下を規定する。
 - ・石油製品(例:揮発油、灯油、軽油、重油、石油ガス)
 - ・可燃性天然ガス製品
 - ・コークス
2. 製造に準ずる行為の定義(法第2条第1項第3号関連)
燃料製品の製造に準ずる行為として、製品ごとに以下を規定する。
 - ・石油製品:委託製造、輸入、委託輸入
 - ・可燃性天然ガス製品:委託製造
 - ・コークス:委託製造、輸入、委託輸入
3. 化石燃料の定義(法第2条第2項関連)
原油、石油ガス、可燃性天然ガス、石炭から製造される燃料(製造に伴い副次的に得られるものを含む)として揮発油、灯油、軽油、重油、可燃性天然ガス製品、コークス、水素(化石資源由来のもの)等を規定する。
4. 再生可能エネルギー源の定義(法第2条第3項関連)
再生可能エネルギー源について、非化石エネルギー源のうち、永続的に利用できると認められるものとして以下のエネルギー源等を規定する。
 - ・太陽光、風力、水力
 - ・地熱、太陽熱等の自然界に存する熱
 - ・バイオマス
5. 特定エネルギー供給事業者の定義(法第2条第7項関連)
非化石エネルギー源の利用が技術的及び経済的に可能であり、その促進が特に必要である者として、以下の事業を行う者を特定エネルギー供給事業者とする。
 - ・電気事業法に規定する一般電気事業、特定規模電気事業
 - ・ガス事業法に規定する一般ガス事業、ガス導管事業、大口ガス事業
 - ・石油製品の製造をして供給する事業
6. 特定燃料製品供給事業者の定義(法第2条第8項関連)
化石エネルギー原料の有効な利用が技術的及び経済的に可能であり、その促進が特に必要である者として、以下の事業を行う者を特定燃料製品供給事業者とする。
 - ・ガス事業法に規定する一般ガス事業、ガス導管事業、大口ガス事業
 - ・石油製品の製造をして供給する事業
7. 特定エネルギー供給事業者の計画提出要件(法第7条関連)
5. の「特定エネルギー供給事業者」のうち、計画提出の対象者を定める「電気、燃料製品の供給量の要件」、「供給量の算定方法」を以下のとおり規定する。
 - ・電気事業者であって、一般電気事業、特定規模電気事業を行うもののうち、前事業年度においてその供給する電気の量が、5億キロワット時(前事業年度における供給量から当該年度における他の電気事業者に対する供給量を減じた量により算定)以上
 - ・可燃性天然ガス製品供給事業者であって、一般ガス事業、ガス導管事業、大口ガス事業を行うものの

うち、前事業年度においてその供給する可燃性天然ガス製品の量が、900億メガジュール(前事業年度における供給量により算定)以上

・石油製品供給事業者であって、前事業年度においてその供給する揮発油の量が、60万キロリットル(前事業年度における供給量により算定)以上

8. 特定燃料製品供給事業者の計画提出要件(法第11条関連)

6. の「特定燃料製品供給事業者」のうち、計画提出の対象者を定める「使用する化石エネルギー原料の数量の要件」、「数量の算定方法」を以下のとおり規定する。

・可燃性天然ガス製品供給事業者であって、一般ガス事業、ガス導管事業、大口ガス事業を行うもののうち、前事業年度においてその使用する可燃性天然ガスの量が、120万トン(前事業年度における可燃性天然ガス製品の製造に使用する可燃性天然ガスの量により算定)以上

・石油製品供給事業者であって、前事業年度においてその使用する原油の量が300万キロリットル相当(前事業年度における石油製品の製造に使用する原油等の量に関し、異なる燃料種について統一的な計算方法により算定)以上

■経産省、ホテル、旅館に対する緊急調査実施及び注意喚起を要請

経済産業省原子力安全・保安院は、簡易ボイラー等を設置しているホテル、旅館に対して、緊急調査を実施することとした。

6月に山口県内のホテルで発生したCO中毒事故を重く見た同院は、事故の再発を防止するため、7月29日付けで、厚生労働省に対し緊急調査の実施の周知及び注意喚起について要請した。また、簡易ボイラー等のメーカー並びに一般ガス事業者、簡易ガス事業者及びLPガス販売事業者に対しても、ホテル、旅館に対して、緊急調査の周知及び注意喚起の実施と調査に係る協力を要請した。

また、原子力安全・保安院は旅館やホテルに設置しているボイラーに問題がないか確認できるチェックシートを作成し、日頃からの適切な設備の管理を促している。

■太陽光買取新制度、1kW当たり48円、ダブル発電は39円に

総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会・電気事業分科会買取制度小委員会の第2回会合が7月23日に開催され、太陽光発電の余剰電力買取の新制度の概要が公表された。

それによると、家庭用の太陽光発電の余剰電力について電力会社の買取価格は、1kWあたり48円と現行の約2倍の価格に設定している。買取りは早ければ11月から開始する予定である。一方、買取価格引き上げで生じる電力会社のコストは、家庭の電力料金に転嫁され、2010年4月から上乗せ分の徴収が開始される。経済産業省の試算によると、1kWh当たりの家庭の負担額は、導入当初の負担は0.1円/kWhとなり、標準家庭における負担額としては、月額数十円から100円程度となる見込みだ。

また、前回の小委員会の継続課題に関して事務局から検討案の提示があり、燃料電池と太陽光発電を組み合わせた「ダブル発電」の買取価格は1kWあたり39円に設定され

る模様。正式には2010年度の小委員会で決定する予定だ。

なお、買取制度の資料は下記のURLから取得できる。

<http://www.meti.go.jp/committee/materials2/data/g90723aj.html>

■環境省、温室効果ガス排出量の算定時排出係数などを見直し

環境省は、温室効果ガス排出量の算定時に用いる排出係数などを全面的に見直す。7月28日に開催された「2009年度温室効果ガス排出量算定方法検討会」の第1回会合で環境省が改定案を提示した。改定案では燃料種別の発熱量と排出係数を最新のデータで算出する。今回の見直しは地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)に基づくもの。

現在の燃料種別発熱量は2000年度の標準発熱量を用いて設定しているが、これを2005年度以降に適用される標準発熱量を用いて算出する。1トンあたりの発熱量はLNGが現行比0.2%増の546億ジュール、LPガスは同1.2%増の508億ジュール、都市ガスは同9%増の448億ジュールとなる。

都市ガスの燃焼時の排出係数は1999年～2003年度値の平均値を用いて設定しているが、排出係数は減少傾向にあることから、2007年度値を用いて改定する。二酸化炭素換算で1メガジュールあたり0.0136kgに改善する。また、他人から供給された熱

なお、見直し案は下記のURLから取得できる。

http://www.env.go.jp/earth/ondanka/santei_k/21_01/index.html

【改正省エネルギー法対応ビジネスの動向】

平成20年5月の省エネルギー法改正により、工場・事業場ごとのエネルギー管理から、企業全体での管理に変わります。企業全体(本社、工場、支店、営業所など)の年間のエネルギー使用量が1,500kL(原油換算)以上であれば、国へ届け出て、特定事業者の指定を受けなければなりません。また、コンビニエンスストア等のフランチャイズチェーンも、約款等の一定の要件を満たしており、かつフランチャイズ契約事業者(加盟店)を含む企業全体の年間のエネルギー使用量が1,500kL(原油換算)以上であれば、特定連鎖化事業者の指定を受けなければなりません。平成21年度は、企業全体のエネルギー使用量を把握し、対象事業者になった場合は、平成22年度からは企業全体としてのエネルギー管理体制を推進することが義務づけられています。

このようにエネルギー管理の対象が建物単位から企業単位になることで、これまで対策が講じられてこなかった中小建物においてもエネルギー管理の必要性が高まっています。そのため、新たなエネルギーサービスが生まれています。

①エネルギーの見える化

ビルや店舗を対象として、電力やガスの消費量を系統別や機器別に把握できる計測システムが開発されています。こうしたシステムをBEMS (Building Management System)と言いますが、従来は大型の監視装置であったが、ウェブセンシングサービス(沖電気工業)、エネルギー ウォッチャー(ユビテック)、もっとsave(クリエイティブテクノロジーソリューション)など、パソコンで見ることのできる簡易なシステムが販売されています。

②テナント入居企業のエネルギーデータサービス

企業単位でエネルギー使用量を把握するためには、賃貸ビルに入居している事務所の使用量も必要となります。しかし、賃貸ビルでは、電力やガスの使用量をテナント毎に計量することはほとんどありません。そこで、山武では、そのテナントのエネルギー使用量を推計する「空調エネルギー案分プログラム」を開発しました。

③エネルギー使用量の集計サービス

平成21年度、事業者は、企業単位やフランチャイズ店舗を含めた多くの事業所のエネルギー使用量を集計する必要がありますが、エナジー・カルク(OSK)は無料でサポートするサービスを展開しています。

技術開発トピックス

高木産業、新ドレン処理方式のエコジョーズを発売

高木産業は、ドレン処理専用配管不要の新ドレン処理方式(三方弁タイプ) エコジョーズを8月上旬より発売する。

新ドレン処理方式は、追いだき配管を利用したドレン水排出システム。ドレン処理専用の配管が不要なので、新築集合住宅から、今までドレン処理の問題でエコジョーズへの取替えが難しかった既築集合住宅においても導入が容易になった。

また、高機能ドットマトリクスリモコンと組み合わせることにより、体脂肪率測定・半身浴モード・消費カロリー測定の3つの健康機能が使える。熱効率従来品の80%から95%へアップし、環境・省エネにも対応している。

東洋計器、「太陽光+ガス」シミュレーションソフトを開発・発売

東洋計器は、「太陽光+ガス」シミュレーションソフト“スマートdeエコ”を開発し、7月から発売を開始した。「太陽光発電」を導入した場合の「ガス」または「オール電化」利用時のコスト及びCO₂排出量を計算・グラフ表示する。

主な特長としては、計算結果はエンドユーザー向け提案資料として活用が可能で、全国の電力会社別にコスト比較ができる。太陽光の発電量は県別に年間天候条件などを勘案して試算し、ガスの試算は、時間帯別・用途別の「新料金メニュー」のほか、現行特別料金でのコスト比較も可能である。また、今後予想される「太陽光発電」の買取制度導入時の試算もできる。

今回は「関東版」「九州版」「中部版」「中国版」の4種類を販売し、他のエリア版についても順次発売していく予定である。

東洋ガスメーター、USB小型無線ユニット「TR-U2」を発売

東洋ガスメーターは、USBポート接続タイプの小型無線ユニット「TR-U2」を発売した。USBを採用することで電池が不用となり小型化が実現した。

さらに、「TR-U2」を利用した無線検針システムを「ベネフィット」としてリニューアルした。同社開発の「検針用パソコンソフト」で、最大45台のメータを約3分検針できる「一括検針機能」「保安情報一覧表示機能」、独自のアルゴリズムで検針の取りこぼしを防ぐ「マルチエリア方式」や「電波強度測定機能」など利便性の高い機能を搭載している。

エネルギー業界の動き

■ 電力各社の電気自動車への取り組み

エコカー減税の追い風でエコカーの販売が好調だ。現在はハイブリッド車が主流だが、ハイブリッド車を追う形で電気自動車が次世代エコカーとしての普及が期待されている。

東京電力、関西電力など電力各社は電気自動車の本格導入を目指し、三菱自動車や富士重工業と共同で業務用電気自動車の実証試験を行ってきた。2009年7月に三菱自動車の「I-MiEV(アイ・ミーブ)」や富士重工業の「スバル プラグイン ステラ」が市販化されたのに伴い、電力各社は業務用車両として本格的に導入を開始した。

東京電力は、2008年度経営計画から、保有する約8,500台の業務用車両のうち約3,000台を電気自動車に取り替える目標を掲げている。電気自動車の市販化をふまえ、今年5月には今年度中に電気自動車を310台程度導入する計画を発表した。同社は、今回発売された「I-MiEV(アイ・ミーブ)」を5台、「スバル プラグイン ステラ」を2台、計7台の電気自動車を7月23日から導入した。関西電力、中部電力、四国電力なども順次導入していく予定だ。

関西電力は、都市部の交通システムに電気自動車を導入する計画を東京大学や早稲田大学などと共同で進める。大阪市の中之島エリアで早稲田大学が開発した電気バスや、電気自動車タクシーなどを利用し、利用者が目的地に行くための最適な交通手段を選択できるシステムを運行する。国の補助事業で、従来の交通網と比べてCO₂排出量がどれだけ削減できたかを調査する。

自動車各社は電気自動車の製品化を急いでいるが、普及のカギを握るのが本体価格と充電設備と言われている。

業務用電気自動車を本格導入する電力各社は、合わせて急速充電設備も設置していく。東京電力は、日産自動車、三菱自動車、富士重工業と共同で急速充電器の普及を進める協議会を2009年度中に設立する。関連企業が連携することで充電インフラ整備を一気に進めたい考えだ。

中国電力や四国電力は充電設備の販売を開始する。中国電力グループは2006年から研究を進めていた急速充電器を7月から販売開始した。この急速充電器は操作が簡易で、コンパクトな製品である。現在販売が予定されている全ての電気自動車への対応が可能だ。三菱自動車の「I-MiEV(アイ・ミーブ)」で使用した場合、30分程度で電池容量の80%を充電できる。四国電力は四電工と共同でコンパクトタイプの普通充電器の販売と電源工事をセットで提供するサービスを7月から開始した。工事とのセット提供で電気自動車を導入する企業などの利便性を向上する。

また、コスモ石油や昭和シェル石油がガソリンスタンドに急速充電器を設置し試験運用を開始し、ガソリンスタンドでのサービス内容の確認などを検証していく。時間貸し駐車場や立体駐車場、高速道路のパーキングエリア、京都市や岡山県などの自治体などでも急速充電器の整備が進められており、エネルギー業界以外でも電気自動車の普及に力を入れている。

ニュースヘッドライン

《LPガス業界関連》

- ◆ LPガス販売店が手がける太陽光発電を支援 (07/01 日刊プロパン・ブタン情報)
福岡県協、九州新日石ガスの全面協力で実践研究会
- ◆ ガステックサービス、三菱マテLPガス部門を買収 (07/01 日刊プロパン・ブタン情報)
- ◆ ミツウロコ、シナネン、エネクスが奈良に共同物流会社 (07/06 日刊プロパン・ブタン情報)
- ◆ 愛知県立吉良高校にGHP198馬力設置に成功 (07/07 日刊プロパン・ブタン情報)
富岡屋石油、アイシン製の軽量小型まとマルチ採用
- ◆ 桂精機、産業用・業務用向けCO₂削減支援を強化 (07/08 日刊プロパン・ブタン情報)
LPガス業界と協同して燃転、乾燥炉や脱臭炉で効率アップ
- ◆ 共栄液化瓦斯、割烹旅館のEHPをGHPに転換成功 (07/09 日刊プロパン・ブタン情報)
- ◆ 熊本市の市営住宅14世帯にエコジョーズの採用決まる (07/13 日刊プロパン・ブタン情報)
- ◆ 西部ガスエネとチョープロが長崎県で物流統合 (07/13 日刊プロパン・ブタン情報)
- ◆ 燃焼器具未交換29万台弱、M普及率99.7% (07/14 日刊プロパン・ブタン情報)
3月末現在の保安高度化、なお一層の保安確保を
- ◆ 国民生活センター、切り替え相談増に注意喚起 (07/16 日刊プロパン・ブタン情報)
- ◆ ダイネンと名神新日石が充填業務の共同化で提携 (07/16 日刊プロパン・ブタン情報)
- ◆ アストモスエネルギー、LPG顧客情報43万6000人分を紛失 (07/28 日刊工業新聞)
- ◆ 山川(京都市)のガス防衛策に学ぶ (07/28 日刊プロパン・ブタン情報)
京都府協青年部会、太陽光発電などの取り組みから
- ◆ ビッグな首都圏市場、物流合理化にはなお時間 (07/29 日刊プロパン・ブタン情報)
振興センターが1都3県LPガス市場調査報告書まとめる
- ◆ 東愛知ガス供給ネット新充填所、8月3日稼働へ (07/30 日刊プロパン・ブタン情報)
- ◆ 2008年度ガス機器出荷総額、4%増の2,786億円 (07/31 日刊プロパン・ブタン情報)

《行政関連》

- ◆ エネファームの供給設備と附属設備はLPガス法適用に (07/02 日刊プロパン・ブタン情報)
- ◆ 不燃防の技術開発、警報器の促進検討など (07/09 日刊プロパン・ブタン情報)
エネ調LPガス部会が業務用CO中毒事故防止対策を了承
- ◆ LPガスの論点に流通構造の改善や導入促進 (07/13 日刊プロパン・ブタン情報)
エネルギー基本計画を改定でエネ調総合部会が再開
- ◆ 高効率給湯器・厨房機器・LPG車の補助事業を継続 (07/23 日刊プロパン・ブタン情報)
地球温暖化対策推進本部、2010年度以降のLPガス促進策で
- ◆ LPガス、燃料製品に「石油ガス」と定義 (07/28 日刊プロパン・ブタン情報)
非化石エネ法政令案、燃焼用に供される燃料の一つに

《技術開発関連》

- ◆ アストモスエネルギー、エネファーム戸建て向け販売 (07/02 日刊工業新聞)
- ◆ デンヨー、燃料にLPG採用した非常用ガスエンジン発電機を発売 (07/07 日刊工業新聞)
- ◆ 韓国勢初のハイブリッド車、現代自が販売開始、まず「LPG燃料」で (07/09 日本経済新聞)
- ◆ 東洋ガスメーター、USB小型無線ユニット「TR-U2」を発売 (07/14 日刊プロパン・ブタン情報)
- ◆ 東洋計器、「太陽光+ガス」のシミュレーションソフト開発 (07/14 日刊プロパン・ブタン情報)
- ◆ 水素燃料車、大阪—九州で実証走行、中国経産局やマツダなど、化学工場で充てん (07/16 日本経済新聞)
- ◆ 東ガス、今年度、家庭用燃料電池、販売目標4割増 (07/17 日経産業新聞)

タンゲーLNGプロジェクト

■概要

インドネシアは世界第10位の天然ガス生産国である。タンゲーLNGプロジェクトはアルンおよびボンタンに続くインドネシアで第3番目の大型LNGプロジェクトである。また、インドネシアの新石油ガス法に基づく初の大型プロジェクトでもある。

同プロジェクトは西パプア州ビントゥニ地区のムツリ、ベラウ、ウィリアガールの3鉱区にまたがるフォルワタガス田、ウィリアガールガス田などの6つのガス田(確認埋蔵量約14兆cf)を開発・生産する。ビントゥニ湾沖合に設置した2基の無人洋上プラットフォームで生産した天然ガスを、パイプラインを通じて陸上の液化基地(2系列×380万トン/年)に供給する。LNGの生産能力は年間約760万トンで、第1系列は2009年6月中旬から生産を開始し、第2系列は2009年第2四半期中に操業開始予定である。

2009年7月6日、タンゲーLNGプロジェクトにとって第一船となるLNG船「タンゲーフォジャ号」が韓国の光陽LNG受入基地に向けて出向した。プロジェクトは2005年3月の最終投資決定から約4年間を経て本格的な操業開始に至った。

オペレーターは英BPインドネシアで、プロジェクトの権益を37.16%保有している。その他、MIベウラB.V.16.30%、中国海洋石油総公司13.9%、日石ベウラ石油開発(新日本石油開発/独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構:JOGMEC)12.23%、ケージーベラウ石油開発(海外石油開発/MIベウラジャパン/新日本石油開発/JOGMEC)などがプロジェクトの権益を保有している。インドネシアは日本にとって最大のLNG輸入国であり、プロジェクトには8社の日本企業が参画し、合計約46%の権益を保有している。

日本企業の参画の経緯としては、新日本石油開発が1989年の探鉱段階から日石ベラウ石油開発を設立して参画している。エルエヌジー・ジャパンは1999年に英BG社からムツリ鉱区の権益を5%取得してプロジェクトに参画し、2004年には約29%の権益を取得している。2007年10月には兼松が保有する全権益を海外石油開発、MIベウラB.V.、新日本石油開発に売却した。

プロジェクトのLNG供給先については、中国、日本、アメリカなどアジア・太平洋諸国と長期売買契約を締結している。

2006年6月に、中国海洋石油総公司は2009年初頭から25年間に260万トン/年のLNGを調達する最終契約を締結した。LNGは福建LNG受入基地向けだが、タンゲーLNGプロジェクトの生産開始が当初予定の2009年4月から6月に延期されたため、同基地の初カーゴはボンタンLNG液化基地から供給された。初カーゴも含めて2009年中にインドネシアから同基地に約15隻のカーゴを受け入れる予定である。

日本向けでは、2008年5月19日、東北電力が2010年以降15年間に12万トン/年のLNG購入に関して基本合意書を締結している。

その他、米センプラ・エナジーがメキシコのエネルギー・コスト・アスール LNG基地向けに20年間に370万トン／年のLNGを購入する旨の売買契約を締結、韓国Kパワーおよびポスコが合計115万トン／年の長期契約を締結している。

【タングーLNGプロジェクト参画企業・権益比率】

BPインドネシア(オペレーター)	37.16%
MI ベラウB.V. (三菱商事、国際石油開発帝石)	16.3%
中国海洋石油総公司(CNOOC)	13.9%
日石ベラウ石油開発 (新日本石油開発(新日本石油の石油開発部門)、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	12.23%
ケージーベラウ石油開発 (海外石油開発(三井物産持ち株会社)、MI ベラウジャパン(三菱商事、国際石油開発帝石)、新日本石油開発、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	8.56%
エルエヌジージャパン (住友商事と双日の折半出資会社)	7.35%
加タリスマン・エナジー	3.06%
ケージーウィリアムズ石油開発 (海外石油開発、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	1.44%